令和８年度第１回朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会　次第

日　時：令和８年１０月２６日（月）
午後１時３０分から
場　所：市役所別館４階　４０１会議室

１　開　　会

２　委員自己紹介

３　議　　題

（１）委員長、職務代理の選任について

（２）審査委員会の役割について

（３）その他

４　閉　　会

朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会委員名簿

	団　体　等	氏　　名
1	朝霞地区医師会	池田　直弥
2	朝霞地区歯科医師会	青山　智美
3	埼玉弁護士会	尾﨑　達
4	埼玉司法書士会	青木　まゆみ
5	市職員	赤澤　由美子

○災害弔慰金の支給等に関する法律

（昭和四十八年九月十八日）
（法律第八十二号）

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律をここに公布する。

災害弔慰金の支給等に関する法律

（昭五七法七〇・改称）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　災害弔慰金の支給（第三条―第七条）
第三章　災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）
第四章　災害援護資金の貸付け（第十条―第十七条）
第五章　雑則（第十八条・第十九条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。

（昭五七法七〇・一部改正）

（定義）

第二条　この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

第二章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

２　前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

３　災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

（昭五〇法一・昭五一法七四・昭五三法六・昭五六法二二・昭五七法七〇・平三法八八・平二三法八六・一部改正）

（災害による死亡の推定）

第四条　災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

（支給の制限）

第五条　災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

（譲渡等の禁止）

第五条の二　災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

２　災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

（平二三法一〇〇・追加）

（非課税）

第六条　租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

（費用の負担）

第七条　都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。

２　国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。

第三章　災害障害見舞金の支給

（昭五七法七〇・追加）

（災害障害見舞金の支給）

第八条　市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」とい

う。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。
２　災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。
（昭五七法七〇・追加、平三法八八・一部改正）
（準用規定）
第九条　第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。
（昭五七法七〇・追加）
第四章　災害援護資金の貸付け
（昭五七法七〇・旧第三章繰下）
（災害援護資金の貸付け）
第十条　市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項の規定による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。
一　療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷
二　政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
２　災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。
３　災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。
４　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。
（昭五〇法一・一部改正、昭五七法七〇・旧第八条繰下・一部改正、平三〇法六六・令三法三〇・一部改正）
（都道府県の貸付け）
第十一条　都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。
２　前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。
（昭五七法七〇・旧第九条繰下・一部改正、令元法二七・一部改正）
（国の貸付け）
第十二条　国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。
２　前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年（指定都市に対するものにあつては十一年）を超えない範囲内で政令で定める。
（昭五七法七〇・旧第十条繰下・一部改正）
（償還金の支払猶予）
第十三条　市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。
２　前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。
（令元法二七・追加）
（償還免除）
第十四条　市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一　災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
二　災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。
２　都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
３　国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するも

のとする。
（昭五七法七〇・旧第十一条繰下、令元法二七・旧第十三条繰下・一部改正）
（貸付金の償還方法）
第十五条　市町村は、都道府県からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額（利子及び延滞利子に係る金額を除く。第三項において同じ。）に相当する金額を都道府県に償還するものとする。
２　都道府県は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、前項の規定により貸付金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。
３　指定都市は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。
（昭五七法七〇・旧第十二条繰下、令元法二七・旧第十四条繰下）
（報告等）
第十六条　市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。
（令元法二七・追加）
（政令への委任）
第十七条　第十条から前条までに規定するもののほか、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その他災害援護資金の貸付け（これに係る都道府県及び国の貸付金の貸付けを含む。）に関し必要な事項は、政令で定める。
（昭五七法七〇・旧第十三条繰下・一部改正、令元法二七・旧第十五条繰下）
第五章　雑則
（令元法二七・追加）
（市町村における合議制の機関）
第十八条　市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
（令元法二七・追加）
（制度の周知徹底）
第十九条　国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。
（令元法二七・追加）
附　則
（施行期日等）
第一条　この法律は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日から施行し、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害に関して適用する。
（昭和四八年政令第三七三号で昭和四九年一月一日から施行）
（令元法二七・旧第一項・一部改正）
（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）
第二条　市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。
２　都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
３　国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
（令元法二七・追加）
（平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例）
第三条　平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であ

つて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2　国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3　平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

（令元法二七・追加）

（財務大臣との協議）

第四条　内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（令元法二七・追加）

附　則　（昭和五〇年一月二三日法律第一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五六年四月一〇日法律第二二号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附　則　（昭和五七年八月六日法律第七〇号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害に関して適用する。

（昭和五七年政令第二二二号で昭和五七年八月一六日から施行）

附　則　（平成三年九月二六日法律第八八号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項及び第八条第二項の規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。

附　則　（平成二三年七月二九日法律第八六号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

（検討）

4　地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5　国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成三〇年六月二七日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定　公布の日

二及び三　略

四　第二条、第三条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第四条（子ども・子育て支援法第三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。）及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定　平成三十一年四月一日

（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第四項の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（処分、申請等に関する経過措置）

第十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（令和元年六月七日法律第二七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和元年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　内閣総理大臣は、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「新法」という。）附則第二条第一項又は第三条第一項の内閣府令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

（経過措置）

第三条　この法律の施行前に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。これに基づく命令を含む。）の規定によりした新法附則第二条第一項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債務の免除（同項に規定する場合にされたものに限る。）は、同項の規定による免除とみなす。

第四条　新法附則第三条の規定は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する。

附　則　（令和三年五月一〇日法律第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行）

別表（第八条関係）

（昭五七法七〇・追加）

一　両眼が失明したもの

二　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの

三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

五　両上肢をひじ関節以上で失つたもの

六　両上肢の用を全廃したもの

七　両下肢をひざ関節以上で失つたもの

八　両下肢の用を全廃したもの

九　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

資料２

○朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年９月25日

条例第20号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　災害弔慰金の支給（第３条―第８条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第９条―第11条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）
第５章　朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会（第16条―第23条）
第６章　補則（第24条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、朝霞市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

(3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害(以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　350万円

(3)　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（保証人及び利率）

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

第５章　朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会

（朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条　法第18条の規定に基づき、朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第17条　委員会は、市長からの諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議を行う。

（組織）

第18条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　医師又は歯科医師

(2)　弁護士又は司法書士

(3)　市職員

（委員長）

第19条　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第20条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第21条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第22条　委員会の庶務は、福祉部福祉相談課において処理する。

（雑則）

第23条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第６章　補則

（委任）

第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年４月１日から適用する。

附　則（昭和52年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和51年９月７日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和53年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和53年１月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和56年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成３年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（平成31年３月26日条例第14号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第14条及び第15条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月27日条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料３

災害弔慰金・災害障害見舞金の概要

１　実施主体

朝霞市

２　対象災害

下記のいずれかの自然災害

・市内において住居が５世帯以上滅失した災害

・県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害

・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

３　受 給 者

２の災害により、

（弔慰金）死亡した者の、配偶者・子・父母・孫・祖父母

上記遺族がいない場合、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）

（見舞金）下記に掲げる程度の障害を受けた者

(1)両眼が失明したもの

(2)咀嚼及び言語の機能を廃したもの

(3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

(5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの

(6)両上肢の用を全廃したもの

(7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの

(8)両下肢の用を全廃したもの

(9)精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

４　支 給 額

（弔慰金）生計維持者が死亡：５００万円、その他の者が死亡：２５０万円

（見舞金）生計維持者が障害：２５０万円、その他の者が障害：１２５万円

５　費用負担

国１／２、県１／４、朝霞市１／４

災害弔慰金支給までの流れ（イメージ）

遺族が朝霞市に申請

↓

死亡の経緯などを死亡診断書や聞き取りなどから調査

↓

朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会に諮問

↓

朝霞市に答申

↓

認定

↓

災害弔慰金を支給

↓

不認定

【参考資料(1)】

事　務　連　絡
平成 31 年４月３日

各都道府県　災害弔慰金担当部（局）長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

災害関連死の定義について

災害関連死の定義について、以下のとおり定義を行いましたので、お知らせいたします。

このことを踏まえ、現状では、災害弔慰金支給対象者のうち、「死者」「行方不明者」の人数を把握するための資料を送付いただきましたが、今後は、災害関連死の数を把握できるように、災害弔慰金等国庫負担金交付要綱を改正する予定でありますことをあらかじめ申し添えいたします。

大変恐縮ですが、管内市町村にもこの内容をご連絡いただきますよう、お願いいたします。

○災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

内閣府　政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
担当：石田
TEL：03-3501-5191

【参考資料(2)】

【災害関連死定義の解説】

① 定義では、「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」とあるが、どのように判断するのか。

⇒災害による死亡であるかどうかは、いわゆる相当の因果関係により判断するものである。

なお、災害による死亡は即時のみに限定されるものでなく、負傷しその負傷が原因で療養中に死亡した場合も含まれる。

② 定義では、「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡」とあるが、避難生活等における身体的負担による疾病を苦に精神的に追い込まれて自殺した場合は、含まれないのか。

⇒避難生活等における身体的負担によるものであれば、精神疾患による自殺も含まれるものである。

③ 「実際には災害弔慰金が支給されていないものも含める」場合の事例としてはどのようなものがあるのか。

⇒１　夫婦関係が実際には破たんしているなど受給対象でないことが認定後に分かって災害弔慰金が支払われなかったケース。

※市町村への申請時には遺族がおり、災害による死亡と認められたものの、弔慰金を支払うまでに遺族がいなくなってしまった場合もあり得る。

２　直接死ではなく、災害に関連して消防団員等が亡くなり、その遺族が、（賞じゅつ金をもらうことも視野に入れて）市町村に申請して認定されたケース。

※賞じゅつ金が支払われた場合には、災害弔慰金は支払われないことになっている。

④ 定義では、「当該災害が原因で所在が不明なものは除く。」としているのはどうしてか。

⇒当該災害が原因で３カ月間所在が不明なものについては、当該災害によって死亡したものと推定されるため、定義に記載している「災害が原因で死亡したと認められるもの」に該当するが、従来から死者ではなく行方不明者としてカウントしているため、災害関連死から除くこととした。

⑤ 弔慰金の支給の対象となる遺族以外の方が、災害関連死の判定をして欲しいという依頼があった場合には、支給の対象とならない中でも、審査会等を開き、災害関連死の判断をしなければならないか。

⇒弔慰金の支給の対象となる遺族以外の方が、災害関連死の判定をして欲しい旨、依頼があった場合には、審査会等を開いて災害関連死の判断をするかどうかは、従来どおり自治体の判断である。

⑥ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担により死亡した、同居や生計を同一にしていない兄弟姉妹等についても、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくものではなく自治体が独自にいわゆる弔慰金を支給した場合は、災害関連死になるのか。

⇒災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められるものではないため、災害関連死ではない。

⑦ 被災地で活動するボランティアが、熱中症などで亡くなった場合に、災害関連死になる可能性はあるのか。

⇒災害関連死の認定は、死亡の原因が災害に関連するものであるかどうかについて、市町村がいわゆる相当の因果関係により判断するため、災害の種類や被災者の状況等によって異なるものと考えている。

災害による疲労で熱中症になり、心筋梗塞で亡くなった住民を災害関連死と認めた例は承知しているが、被災地で活動するボランティアが熱中症などで亡くなった場合に災害関連死と認めた例は承知していないところ。

資　料　提　供
令和８年９月１７日
危機管理部防災対策課
課長　中田　雄士
電話：076-225-1483

市町における災害関連死の認定について

本日、市町が令和６年能登半島地震の災害関連死を認定したのでお知らせします。(R8.9.8 第 56 回審査会認定分)

災害関連死：３人(輪島市１、珠洲市２)

＜能登半島地震＞
死者数 744 人(直接死 228 人、関連死 516 人)

	災害関連死	障害見舞金
金沢市	1	－
七尾市	86	1
小松市	1	－
輪島市	153	3
珠洲市	101	4
羽咋市	6	－
白山市	1	－
内灘町	6	－
志賀町	27	－
中能登町	3	－
穴水町	37	1
能登町	94	1
計	516	10

※金沢市は単独で審査会を開催、それ以外の市町は合同で審査会を開催
※このほか輪島市において、震災との因果関係が明らかなため、審査会を経ず、障害見舞金３人を認定

＜奥能登豪雨＞
死者数 21 人(直接死 16 人、関連死 5 人)

	災害関連死
輪島市	4
珠洲市	1
計	5

災害関連死事例集（増補版）について（概要）

１　目的

市町村における災害関連死認定基準や審査会等の例とともに、災害関連死の認定・不認定例、裁判例を事例集として示すことにより、市町村による円滑、適切な災害関連死の認定に資すること、今後の防災対策の参考・手引としてもらうことを目的とする。

２　掲載対象とした事例・裁判例

（１）事例

・災害関連死定義後に、市町村の審査会において、「令和元年度～令和３年度に審査された事例」のうち、市町村から文書提供等について必要な協力が得られた事例（202 件）。

・今回、「令和２年度～令和３年度に審査された事例」（104 件）を増補。

災　害　名	認定	不認定	合計	
				今回追加
東日本大震災	１７	３０	４７	３０
平成２７年関東・東北豪雨	１	―	１	―
平成２８年熊本地震	２０	２	２２※２	２
平成２８年台風第１０号※１	１	―	１	１
平成２９年台風第２１号	１	―	１	―
平成３０年７月豪雨	４１	２５	６６	２３
北海道胆振東部地震	３	５	８	１
令和元年台風第１５号	１２	―	１２	１０
令和元年台風第１９号	２７	５	３２	２５
令和元年 10 月 25 日からの大雨※１	１	―	１	１
令和２年７月豪雨※１	２	８	１０	１０
令和３年２月福島県沖地震※１	１	―	１	１
合　　計	１２７	７５	２０２	１０４

※１：増補版で新たに追加された災害。

※２：平成２８年熊本地震２２件のうち、１９件は平成３０年度以前に審査された事例。

（２）裁判例

災害弔慰金に関する裁判例はすべての災害を収集対象とし、自治体に報告を求めている。これまで報告があった東日本大震災及び平成２８年熊本地震のすべての訴訟を対象として、判決ごとに概要を作成。

災害名	内容	掲載件数	
			今回追加
東日本大震災	不支給処分取消請求訴訟等	１０	１
	受給権訴訟	３	―
平成２８年熊本地震	不支給処分取消請求訴訟等	３	―
合　　計		１６	１

≪参考１≫　事例の整理と全体の傾向

事例集には、令和元年度から令和３年度に市町村で審査された事例のうち、資料提供等必要な協力を得られた事例を掲載しているため、取り扱っている数値は、あくまでも収集した事例の中での傾向を示すものとなる。

災害発生から死亡までの期間、死亡時の年代、死因区分等について、整理・分析。

復興庁が平成２４年に公表した東日本大震災、熊本県が令和３年に公表した平成２８年熊本地震の調査結果と概ね同様の傾向が見られた。

① 死亡時の年代

70 歳以上の死亡者
- 本事例集は約 82%。
- 東日本大震災は約 87%。熊本地震は約 78%。

70 歳代以上の方が 127 名中 104 名（約 82%）だった。

年齢	認定				（参考）不認定		
	男	女	合計	割合	男	女	合計
10 歳代	1	－	1	0.8%			
30 歳代	1	1	2	1.6%	1	－	1
40 歳代	2	－	2	1.6%	－	－	－
50 歳代	4	1	5	3.9%	1	2	3
60 歳代	8	5	１３	10.2%	9	4	１３
70 歳代	１９	１３	３２	25.2%	１７	8	２５
80 歳代	２５	２２	４７	37.0%	１４	6	２０
90 歳代	9	１５	２４	18.9%	3	8	１１
100 歳以上	－	1	1	0.8%	－	2	2
合計	６９	５８	１２７	－	４５	３０	７５

104 人（約 82%）

東日本大震災　70 歳以上の方が 1,263 名中 1,094 名（約 87%）

	0～9 歳	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	90～	100～	不明	合計
岩手県及び宮城県	1			3	8	20	53	102	239	96	7		529
福島県			2	2	7	13	59	136	310	188	16	1	734
	1		2	5	15	33	112	238	549	284	23	1	1,263

1,094 人（約 87%）

熊本地震　70 歳以上の方が 218 名中、169 名（約 78%）

	0-9 歳	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 代	100 歳以上	合計
人数	2	1	0	4	2	9	31	46	75	45	3	218
割合	0.9%	0.5%	0.0%	1.8%	0.9%	4.1%	14.2%	21.1%	34.4%	20.6%	1.4%	

169 人（約 78%）

② 災害発生から死亡までの期間

３か月以内の死亡者
・本事例集は約 60%。
・東日本大震災は約 78%。熊本地震は約 81%。

発災から３か月以内の死亡者 127 名中 76 名(約 60%)

期　　間	認　　定				（参考）不認定		
	男	女	合計	割合	男	女	合計
１週間以内	１２	１０	２２	17.3%	４	１	５
１月以内	９	１２	２１	16.5%	－	１	１
３月以内	１８	１５	３３	26.0%	４	４	８
６月以内	１０	１０	２０	15.7%	４	８	１２
１年以内	１０	２	１２	9.4%	９	３	１２
３年以内	７	６	１３	10.2%	１０	３	１３
３年超	３	３	６	4.7%	１４	１０	２４
合　　計	６９	５８	１２７	－	４５	３０	７５

76 人
(約 60%)

東日本大震災　3 か月以内の死亡者　1,263 名中 986 名(約 78%)

	～H23.3.18 (1 週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1 か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3 か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6 か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1 年以内)	H23.4.11～ (1 年超)	合計
岩手県及び宮城県	144	196	134	40	15		529
福島県	86	182	244	174	48		734
合計	230	378	378	214	63		1,263
累計	230(約 18%)	608(約 48%)	986(約 78%)				

986 名(約 78%)

熊本地震　3 か月以内の死亡者　218 名中 177 名(約 81%)

	1 週間以内 H28.4.14- H28.4.21	1 ヶ月以内 H28.4.22- H28.5.13	3 ヶ月以内 H28.5.14- H28.7.13	6 ヶ月以内 H28.7.14- H28.10.13	1 年以内 H28.10.14- H29.4.13	1 年以上 H29.4.14-	合　計
人　数	53	71	53	27	9	5	218
割　合	24.3%	32.6%	24.3%	12.4%	4.1%	2.3%	

177 名(約 81%)

③　原因区分別（複数選択）（認定分のみ）

・本事例集は「避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）」、「電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担」による死亡が約７割
・熊本地震は「地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担」、「避難所等生活の肉体的・精神的負担」、「医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）」による死亡が約７割。

「避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）」（約 53%）、「電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担」（約 14%）による死亡が全体の約７割。

原　　因	人　数	割　合	
避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）	９７	52.7%	約 67%
電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担	２６	14.1%	≒約７割
医療機関の機能停止（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）	１３	7.1%	
社会福祉施設等の介護機能の低下	１２	6.5%	
多量の塵灰の吸引	６	3.3%	
交通事情等による治療の遅れ	０	0.0%	
救助・救護活動の激務	０	0.0%	
その他（倒壊した家屋による外傷など）	３０	16.3%	
合　　計	１８４	―	

熊本地震

「地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担」（約 40%）、「避難所等生活の肉体的・精神的負担」（約 29%）、「医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）」（約 16%）による死亡が全体の約９割。

原　因	人　数	割　合	
地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担	１１２	40.0%	
避難所等生活の肉体的・精神的負担	８１	28.9%	約 85%
医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）	４６	16.4%	≒約９割
電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担	１４	5.0%	
社会福祉施設等の介護機能の低下	９	3.2%	
交通事情等による治療の遅れ	２	0.7%	
多量の塵灰の吸引	１	0.4%	
救助・救護活動の激務	０	0.0%	
その他（倒壊した家屋による外傷など）	１５	5.4%	
合　　計	２８０		

④　死因区分（認定分のみ）（原則、国際疾病分類第 10 回修正版に分類される疾病ごとに分類）

- 本事例集は「呼吸器系の疾患」、「循環器系の疾患」による死亡が約６割。
- 熊本地震は「呼吸器系の疾患」、「循環器系の疾患」による死亡が約６割。
 ※東日本大震災については、同様の分析は行われていない。

「呼吸器系の疾患」（約 33%）、「循環器系の疾患」（約 29%）が全体の約６割

死　因　分　類	人　数	割　合	
呼吸器系の疾患（肺炎、気管支炎など）	４２	33.1%	約 62%
循環器系の疾患（心不全、くも膜下出血など）	３７	29.1%	≒約６割
内因性の急死、突然死	９	7.1%	
自殺	６	4.7%	
感染症（敗血症など）	６	4.7%	
腎尿路生殖器系疾患（腎不全など）	６	4.7%	
消化器系疾患（肝不全など）	１	0.8%	
その他	２０	15.7%	
合　　計	１２７	－	

（備考）都道府県から提出された災害関連死調査表を基に、内閣府において情報を整理。

熊本地震

「呼吸器系の疾患」（約 29%）、「循環器系の疾患」（約 28%）が全体の約６割

死　因　分　類	人　数	割　合	
呼吸器系の疾患（肺炎、気管支炎など）	63	28.9%	約 57%≒
循環器系の疾患（心不全、くも膜下出血など）	60	27.5%	約６割
内因性の急死、突然死等	29	13.3%	
自殺	19	8.7%	
感染症（敗血症など）	14	6.4%	
腎尿路生殖器系疾患（腎不全など）	7	3.2%	
消化器系疾患（肝不全など）	4	1.8%	
その他（アナフィラキシーショック、出血性ショックなど）	22	10.1%	
合　　計	218		

≪参考２≫　災害関連死事例集（増補版）に掲載した事例・裁判例

本事例集において掲載した事例では、例えば、以下のように同じ心筋梗塞や肺炎による事例であっても、死亡と災害の相当因果関係が認められたものと認められないものがあり、市町村が災害関連死の審査を行う上で、参考になる。

【例１】　心筋梗塞

事例番号等	判断概要	判断
事例 45	災害による断水等の不自由な生活が身体的・精神的負担となり危険因子として持っていた持病の喘息を悪化させ心筋梗塞による死亡につながったと考えられる。	認　定
事例 143	被災後の復旧作業中は休息時間を確保し、仕事も継続しており、復旧作業により著しく体調が悪化した事実は確認できない。また、災害後に直接死因の原因となる疾病の発症も確認できない。	不認定

【例２】　肺炎

事例番号等	判断概要	判断
事例 33	避難所から自宅までの往復などの避難生活が身体的負担となり、持病である気管支喘息を悪化させ、死因である気管支肺炎が発生したものと推認される。	認　定
裁判例 5	① 本件震災に被災した翌日（３月１２日）に孫の家に避難をしており、避難所等における限定されたスペースでの共同生活とは異なり、震災直後から、身体的及び心理的負担が少ない生活を送ることができていたこと、 ② 直接の死因である肺炎を発症したのは、同年 6 月 28 日頃と推認されること 等を併せ考慮すれば、当該肺炎が本件震災による肉体的かつ精神的な負荷の蓄積を原因として引き起こされたとまで認めることは困難。	不認定

【例３】　既往症（がん）

事例番号等	判断概要	判断
事例 59	長期間の治療を要する多発性骨髄腫であったが、地震の影響による治療環境の悪化や、発災時の負傷、避難生活等における身体的・精神的負担が症状の悪化に強く関与して死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。	認　定
事例 144	既に病状は化学療法を実施しても余命わずかな程度まで進行しており、医学的に災害が死期を早めたことも確認できないため、災害と死因との間に相当因果関係が認められないとされた。	不認定

【例４】　自殺

事例番号等	判断概要	判断
事例 34	地震によるショックや余震への恐怖が持病である双極性障害を悪化させて縊死したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。	認　定
裁判例 1	① 災害前に罹患していた双極性障害等の疾病は、災害時には寛解しており、災害発生から約１年後まで再び増悪した形跡がないこと、 ② 全身の痛み等の症状は、災害から１年経過して発生していること 等から、双極性障害等の疾患の増悪又は全身の痛み等の症状の発生との間に因果関係は認め難いなどと判断し、災害と自殺による死亡との間に相当因果関係を認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。	不認定

≪参考３≫　災害関連死に関する個別の事情（事例の記述から整理）

増補版の作成に当たり、各事例の「死亡までの経緯等」欄から災害関連死と認定された方の個別の事情等をキーワードで抽出し、該当する事情が一目で把握できるよう整理した。

なお、キーワードは、災害関連死に至った経緯に記載のある様々な事情について、影響の大きさ等とは関わりなく抽出・整理したものであり、その事情がどの程度災害関連死に影響を与えたかを示したものではないことに注意が必要である。

【例１】

事例番号	死亡までの経緯等	個別の事情
事例 104	発災時は入所施設が被災し、ベッド付近まで浸水。電気機器、空調が利用できない高温多湿の中、３日間を過ごした。避難先の施設で朝食摂取後、誤嚥による低酸素脳症で救急搬送され、入院となった。その後も誤嚥性肺炎と尿路感染症を繰り返し、被災から約半年後に転院したが、状態が好転することは無く嚥下機能など身体機能も低下し、被災から約８か月後に急性心不全により死亡した。 被災により通常受けられる介護サービスが受けられなかったことや、避難・転院等を繰り返したことによる生活環境の激変によって心身に負荷がかかり、誤嚥性肺炎や急性心不全等の症状を引き起こしたと考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。	・(7) 停電 ・(2) ③病院、介護施設における生活 ・(10) ③停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活(介護施設) ・(10) ①施設損壊による介護施設への影響 ・(1) 転居・移転（入退院を含む。）

【例２】

事例番号	死亡までの経緯等	個別の事情
事例 105	自宅が全壊の被害を受け、転倒により負傷する。車中泊をした後、受診した医療機関に２日程度滞在する。その後、入院するが、退院後は他県の知人宅に避難する。体調が悪化したため入退院した後、心不全のため入院。回復に向かったため退院するが、再度心不全で入院し、被災から約６か月後に、うっ血性心不全で死亡。 地震のショック、余震への恐怖による身体的・精神的負担が持病の心不全などに影響し、死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。	・(13) ①被災時の負傷 ・(5) 車中泊 ・(1) 転居・移転（入退院を含む。） ・(6)被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）

事例集の記述から関連死に至った経緯における個別の事情（事例集の記述からキーワードで抽出）		参照事例（複数選択あり）
(1) 転居・移転（入退院を含む）【70件】		31 32 35 37 38 40 42 43 44 46 48 51 52 53 56 59 60 62 63 64 65 68 69 72 73 76 77 78 79 80 81 82 83 87 89 90 92 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 119 120 121 122 123 124 125 126 127
(2) 避難所外(在宅や親戚宅等）における生活環境	① 避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）【28件】	28 45 59 63 72 78 79 81 83 89 90 93 96 97 98 99 101 106 107 111 117 121 122 123 124 125 126 127
	② 自宅における生活【19件】	12 13 14 18 20 36 41 52 54 60 61 66 70 74 83 85 93 112 120
	③ 病院、介護施設における生活【6件】	5 28 59 72 96 104
	④ 応急仮設住宅における生活【3件】	117 121 122
(3) 避難所における生活環境	① 空調設備不足等による高温（低温）下での生活【3件】	65 113 121
	② 慣れない集団生活、周囲への気兼ねによるストレス等【3件】	22 27 65
	③ 高齢者等要配慮者をサポートできる体制への影響【1件】	25
	④ 直床での生活等による心身への負担【1件】	121
	⑤ 避難スペース不足によるプライベート空間確保困難等【2件】	61 91
(4) 服薬の中断【10件】		33 34 35 40 43 73 88 96 103 108
(5) 車中泊【11件】		6 7 20 32 58 59 65 81 94 105 115
(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）【20件】		1 7 8 16 19 27 30 31 34 57 63 77 86 89 99 102 105 106 120 122
(7) 停電【20件】		2 11 12 13 14 15 18 20 29 39 48 53 55 61 66 67 71 104 108 120
(8) 断水【11件】		2 13 45 48 53 60 62 64 67 86 87
(9) 医療体制・医療施設	① 施設損壊等による病院施設の影響【3件】	3 48 123
	② 病院の被災等により入院の受入れができず、初期治療が遅延【3件】	10 15 39
	③ 病院の被災等に伴う転院【6件】	21 56 60 92 114 116
	④ 停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活（病院）【1件】	29
	⑤ 断水による病院施設への影響【1件】	48
	⑥ 停電に伴う在宅医療機器の停止【2件】	11 55
(10) 介護体制・介護施設	① 施設損壊等による介護施設への影響【6件】	5 60 67 76 104 109
	② 介護施設の被災等に伴う転所【8件】	28 35 46 49 71 72 80 96
	③ 停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活(介護施設）【3件】	15 39 104
	④ 停電による介護施設への影響【1件】	71
(11) 多量の塵灰の吸引	① 被災した自宅の復旧作業等における塵灰の吸引等【5件】	53 54 70 75 76
(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担【19件】		2 9 17 23 24 44 47 50 62 70 75 84 85 88 97 99 100 101 113
(13) 災害による負傷	① 被災時の負傷【5件】	26 57 59 105 118
	② 避難生活時の負傷【4件】	7 43 82 110
(14) その他	① 被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）【7件】	4 42 61 69 97 101 111
	② 避難所等と自宅の往復生活による心身への負担 【3件】	33 40 68

※　上表は「災害関連死として認定された事例」の記述から災害関連死に至った経緯における個別の事情を整理したもの。このため、１つの事例が重複して該当する場合もある。
（例.「停電による介護施設への影響」の場合、（7）及び（10）④に該当。）

【45】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	３か月以内
性別・年齢	女性・６０歳代
死因	心筋梗塞
死亡までの経緯等	被災前は喘息発作で入院することはあったが、退院後は投薬により保存的加療を行っていた。また、両膝痛で通院はしていたが、特段支障なく生活していた。 自宅が床下浸水の被害を受けるが、被災翌日以降も仕事を継続する。自宅は断水のため、親戚からの給水のほか、親戚宅や自衛隊の風呂を利用するなど不自由な状況であった。発災から約１か月後、仕事から帰宅した後、夜中に体調を崩し、救急搬送される。搬送先の病院で心筋梗塞により死亡。 災害により不自由な生活が身体的・精神的負担となり危険因子として持っていた持病の喘息を悪化させ死亡につながったと考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。

別表上の分類	（2）①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等） （8）断水

【143】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	６か月以内
性別・年齢	男性・５０歳代
死因	急性心筋梗塞
死亡までの経緯等	発災前から他県に単身赴任しており、発災時も単身赴任先にいたことより直接の罹災や避難行動はない。自宅が被災したため、発災月には３回，翌月以降は月２回のペースで帰宅し、１～３日程度自宅に宿泊していた。発災から約６か月後に単身赴任先で急性心筋梗塞を発症し、搬送先の病院で死亡が確認された。 被災後の復旧作業中は休息時間を確保し、仕事も継続しており、復旧作業により著しく体調が悪化した事実は確認できない。また、災害後に直接死因の原因となる疾病の発症も確認できない。このことから、死因と災害との間に相当因果関係は認められないとされた。

【33】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	１か月以内
性別・年齢	女性・７０歳代
死因	肺炎
死亡までの経緯等	１０年前から心不全や気管支喘息の症状で月１回程度通院していたが、症状は安定しており、服薬による加療で支障なく生活していた。 自宅で被災し、避難所へ避難するが、処方薬を持ち出すことができなかった。避難してから３日間は、昼は自宅、夜は避難所での生活を送る。避難所までは徒歩５分程度の距離であるが、足が不自由なため４０分ほどかかっていた。 ４日目、避難生活を続ける中で風邪になったため、かかりつけ医を受診。薬を服用する。 その後、食欲不振と息苦しさを感じたため、風邪で受診してから５日後に再度、かかりつけ医を受診し、かかりつけ医から総合病院に緊急搬送される。入院・加療を行うが、入院から３日後に肺炎により死亡。 避難所から自宅までの往復などの避難生活が身体的負担となり、持病である気管支喘息を悪化させ、死因である気管支肺炎が発生したものと推認されるため、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。

別表上の分類	（4）服薬の中断 （14）②避難所等と自宅の往復生活による心身への負担

【5】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 23 年７月 29 日
死亡者	女性　76 歳
概　要	妻は、東北地方太平洋沖地震（以下「本件震災」という。）後の避難生活による肉体的かつ精神的負荷の蓄積により食欲不振に陥り、体力が低下し、徐々に衰弱し、肺炎を発症して、平成 23 年７月 29 日に死亡するに至ったものであると主張して、災害弔慰金の申請をしたところ、処分行政庁が災害弔慰金を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が本件処分の取消しを求めた事案。 本事案において裁判所は、①本件震災に被災した翌日に孫の家に避難をしており、避難所等における限定されたスペースでの共同生活とは異なり、震災直後から、身体的及び心理的負担が少ない生活を送ることができていたこと、②直接の死因である肺炎を発症したのは、同年６月 28 日頃と推認され、それまでの生活状態は比較的安定していたということができ、肺炎発症の要因となるような事情もうかがわれないことを併せ考慮すれば、当該肺炎が本件震災による肉体的かつ精神的な負荷の蓄積を原因として引き起こされたとまで認めることは困難であると解されることなどから、災害と死亡との間に相当因果関係を認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。（判決文は、参考資料 判５－１を参照。） なお、原告は原判決を不服として控訴するが、控訴審は、原判決の判断は相当であると原判決を支持して、原告の控訴を棄却した。（判決文は、参考資料 判５－２を参照。） また、控訴人（原告）は控訴審判決を不服として上告するが、最高裁は、上告不受理の決定をした。（判決文は、参考資料 判５－３を参照。）

【59】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	３か月以内
性別・年齢	男性・８０歳代
死因	多発性骨髄腫
死亡までの経緯等	被災の約６年前に発症した多発性骨髄腫を定期的に受診し抗がん治療を受けていたが、それ以外は妻の介護や家事全般を行うなど不自由なく生活していた。 自宅で被災。ベッドから落ちて左眼下を床頭台で打撲。出血したため近くの医院で応急処置を受け、市役所駐車場へ避難しそのまま車中泊する。自宅は住める状態ではないため（半壊）、翌日、隣市にある娘の職場のフロアにマットを敷いて就寝。災害前に比べ食欲は減退し、地震や余震への恐怖で睡眠も十分にとれなくなる。被災２日後、体調が優れず病院を受診し、輸血等の処置を受ける。入院を申し出るが受け入れできないと拒否され、市役所駐車場で車中泊する。被災３日後から３日間、娘の職場の休憩室に泊まり、昼間は自宅の片付け等を行う。 被災から約１週間後、被災者を受け入れている他県に受入れを申請し、避難する。避難先の県の病院を受診し、入院を検討する。被災から約半月後、入院するが、症状が悪化し、寝たきりの状態になる。被災から約１か月後に入院先で死亡。 長期間の治療を要する多発性骨髄腫であったが、地震の影響による治療環境の悪化や、発災時の負傷、避難生活等における身体的・精神的負担が症状の悪化に強く関与して死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。

別表上の分類	（1）転居・移転（入退院を含む） （2）①避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等） （2）③病院、介護施設における生活 （5）車中泊 （13）①被災時の負傷

【144】

災害区分	豪雨
発災から死亡までの期間	６か月以内
性別・年齢	男性・６０歳代
死因	肝細胞がん
死亡までの経緯等	被災前は家族と自宅で生活し、警備等のアルバイトをしていた。 発災時は自宅に浸水する前に家族全員で自家用車に乗って避難し、温泉宿泊施設や車中泊、親族宅での滞在を経て借上型仮設住宅に入居した。 入居後はアルバイトを再開し避難生活を継続していたが、被災から２か月経ったころから体調不良を訴えるようになり、検査入院した。肝細胞がんと診断され、検査及び発熱や食欲不振への対処がなされ、化学療法を開始するも、入院から約１か月後に腫瘍崩壊症候群を発症し、入院先で死亡した。 被災後の避難生活による心身への影響があったと推測されるが、既に病状は化学療法を実施しても余命わずかな程度まで進行しており、医学的に災害が死期を早めたことも確認できないため、災害と死因との間に相当因果関係が認められないとされた。

【34】

災害区分	地震
発災から死亡までの期間	１か月以内
性別・年齢	男性・７０歳代
死因	縊死
死亡までの経緯等	約６年前から双極性障害で通院し、服薬による加療を行っていたが、日常生活に支障はなかった。 自宅が半壊し、避難所へ避難する。処方薬を持ち出すことができず、薬を服用せずに避難生活を送る。避難から２日後に、体調が悪くなり、不安感が強くなり食事もとらない状態となる。また、誰とも話をしなくなり、しきりに「怖い」と発言するようになった。翌日、かかりつけ医を受診。体の不調と不安感、恐怖感を訴える。表情からもうつ状態であることがわかる状態であった。 被災から半月後に自宅に戻る。食事はあまり進まない状態であった。 帰宅から５日後の朝、自宅で縊首する。 地震によるショックや余震への恐怖及び避難生活による身体的負担が持病である双極性障害を悪化させて縊死したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。

別表上の分類	（4）服薬の中断 （6）被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）

ア　不支給処分取消訴訟事件等

【1】

災害区分	地震（東北地方太平洋沖地震）
死亡日	平成 24 年５月 29 日
死亡者	男性　65 歳
概　要	夫が自殺したのは、東北地方太平洋沖地震が発生し、これに伴う福島第一原子力発電所における放射性物質の放出事故により、避難生活を余儀なくされたストレスで、災害前から罹患していたうつ病等の疾患を増悪させた結果であるとして、災害弔慰金の申請を行ったが、処分行政庁から不認定の決定を受けたとして、争われた事案。 本事案において裁判所は、①災害前に罹患していた双極性障害等の疾病は、災害時には寛解しており、災害発生から約１年後まで再び増悪した形跡がないこと、②自殺の原因となるような疾患が、災害後発症した形跡はないこと、③全身の痛み等の症状は、災害から１年経過して発生していることから、双極性障害等の疾患の増悪又は全身の痛み等の症状の発生との間に因果関係は認め難いなどと判断し、災害と自殺による死亡との間に相当因果関係を認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。 （判決文は、参考資料 判１を参照。）